

「平成30年7月豪雨」に係る災害に対する措置について

平成30年7月豪雨により被害を受けられた被災者の皆様には、心よりお見舞い申し上げます。

被災住宅、及び自動車等につきまして、被災されました方を対象に、以下のとおり特別措置を取ることといたしましたので、ご案内申し上げます。

【特別措置の概要】

信用事業

○既存貸付資金（住宅資金、小口ローン）

・条件変更による柔軟な対応（元金据置期間の設置、借入期間の延長対応）

○新規申込資金（リフォームローン・住宅ローン（無担保型）、

マイカーローン）

・保証審査における返済比率等の緩和

○対応期間

・平成30年11月末日、事前審査申込分まで

共済事業

○共済掛金払込・契約継続(短期共済)のお手続きについて

・被災により共済掛金の払込および契約継続のお手続きが困難な場合につきましては、お申し出により猶予期間の延長が可能になる場合があります。

【事務取扱について】

罹災証明書の提出が必要ですが、被災者の便宜を考慮し、現況写真の提出、担当職員による聴取により代替手段対応とします。

*詳しくはお取扱いの JAびほく 各支店窓口へご相談ください。